

相模原商工会議所組織図

令和2年4月1日現在

**顧問**

**名誉会頭・名誉副会頭・名誉議員**

**会 頭**

**副会頭 (5人)**

**専務理事**

**事務局長**

**監事 (3人)**

**議員総会 (140人)**

1号議員 (70人)	・会員及び会員以外の特定商工業者が投票で、会員のうちから選出
2号議員 (49人)	・部会が部会員のうちから選出
3号議員 (21人)	・会頭が常議員会の同意を得て会員のうちから選出

**常議員会 (常議員 46人、役員 7人)**

**部 会**

商 業
工 業
サ ー ビ ス 業
建 設 業
不 動 産 業
交 通 運 輸 業
金 融 保 険 業
飲 食 宿 泊 業
特 別 会 員

**会 員**

**特定商工業者**

**常 設 委 員 会**

運 営 委 員 会
金 融 税 制 専 門 委 員 会
雇 用 労 働 ・ 人 材 確 保 委 員 会
中 小 企 業 国 際 化 支 援 委 員 会
観 光 ・ ま ち づ くり 委 員 会

**青 年 部**

**女 性 会**

**都市産業研究会**

**青年工業経営研究会**

**近未来技術研究会**

**総務部**

**総務課**

**中小企業振興部**

**産業振興課**

**経営支援課**

**産業人材支援課**

**南支所**

1. 目的  
地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もってわが国商工業の発展に寄与する。

2. 人格  
商工会議所法（昭和28年法律143号）の規定に基づく法人。

3. 事業

- (1) 意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し又は建議すること。
- (2) 行政庁等の諮問に応じて答申すること。
- (3) 商工業に関する調査研究を行うこと。
- (4) 商工業に関する情報及び資料の収集又は刊行を行うこと。
- (5) 商工業に関する講演会又は講習会を開催すること。
- (6) 商工業に関する技術及び技能の普及又は検定を行うこと。
- (7) 商工業に関して相談に応じ又は指導を行うこと。
- (8) 商工業に関して、観光事業の改善発達を図ること。
- (9) 行政庁から委託を受けた事務を行うこと。